

仕 様 書

(北宇都宮駐屯地における売店等の設置及び経営)

防衛省 共済組合 北宇都宮支部

仕様書（その１）

- 1 業務件名
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における売店等の設置及び経営
- 2 業務内容
売店等の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
防衛省共済組合北宇都宮支部長（以下、「甲」という。）が本業務を行う者（以下、「乙」という。）を決定する。
- 4 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部または一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書及び仕様書（その２）の全記載事項を遵守できること。
 - (5) 企画提案書の「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画書」において、２年間営業した場合の収支が黒字であること。
- 5 業務期間
令和９年４月１日～令和１４年３月３１日（予定）
ただし、甲が必要と判断した場合には、５年を越えない期間で更新することができる。
なお、業務の開始及び終了の時期については施設の状況等により変更もあり得る。※ 営業のための準備及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。
- 6 費用負担
本業務に伴う費用は、乙の負担とする。
- 7 名義使用の制限
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。
- 8 管理責任
 - (1) 乙は、自らの責任において食堂・売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
 - (2) 乙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (3) 乙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

9 衛生等の保持

乙は、乙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

10 情報保全の順守

- (1) 乙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

11 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

12 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6 か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を申し出ること。

13 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 乙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けて

いない施設へは立ち入らないこと。

- (4) 乙が使用する食材は、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。
- (5) 乙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 売店等の設置、移設及び撤去に関する費用は乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (8) 乙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

なお、排水管については年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。

※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。

- (9) 乙は、甲が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (10) 乙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、乙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (11) 乙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の供給に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (12) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (13) 乙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (14) 乙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (15) 乙は、空調設備の運転温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (16) 乙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (17) 乙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (18) 乙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（売店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (19) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (20) 乙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（契約の更新をしない）場合がある。
- (21) 乙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった

場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。)は、次回以降、業務に従事できない(契約の更新をしない)場合がある。

- (22) 売店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (23) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び乙の間で協議する。

14 管理手数料

甲は委託事業の管理に要する費用等として管理手数料を徴収する。

- (1) 管理手数料は月額とし、売上額に応じた手数料率を乗じ12月で除して得た額とする。(経営が1会計年度を経過している場合)
 - ア 前年度売上額が360万円未満・・・0%
 - イ 前年度売上額が360万円以上480万円未満・・・1%
 - ウ 前年度売上額が480万円以上600万円未満・・・2%
 - エ 前年度売上額が600万円以上720万円未満・・・3%
 - オ 前年度売上額が720万円以上840万円未満・・・4%
 - カ 前年度売上額が840万円以上・・・5%
- (2) 管理手数料は月額とし、前月の売上額に応じた手数料率を乗じて得た額とする。(経営が1会計年度を経過していない場合)
 - ア 前月売上額が30万円未満・・・0%
 - イ 前月売上額が30万円以上40万円未満・・・1%
 - ウ 前月売上額が40万円以上50万円未満・・・2%
 - エ 前月売上額が50万円以上60万円未満・・・3%
 - オ 前月売上額が60万円以上70万円未満・・・4%
 - カ 前月売上額が70万円以上・・・5%

15 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書(その2)1～2のとおり。

仕様書（その２） 1

- 1 募集業種
売店（コンビニエンスストア）
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
95.30㎡
- 4 管理手数料
細部は仕様書（その１）14項のとおり。
光熱水料は別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、1000～1330、1700～2000とし、それ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
日用生活品、食品等一般的なコンビニエンスストア取扱い商品及び訓練用品
- 7 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。

仕様書（その２） 2

- 1 募集業種
クリーニング取次店
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
20.41 m²
- 4 管理手数料
細部は仕様書（その１）14項のとおり。
光熱水料は別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、1000～1300、1700～2000とし、それ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
クリーニング取次
- 7 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。